

(別紙 1)

**令和 7 年度三重県介護人材送出国調査事業委託業務
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務の名称

令和 7 年度三重県介護人材送出国調査事業委託業務

2 委託業務の目的

本県においては、国内人材の確保等の取組を講じてもおお介護人材は不足しており、令和 6 年 7 月にインドネシア保健省との間で MOU を締結するなど、外国人介護人材の確保の取組を強化している。

一方で、近年では、アジア諸国の経済発展が続いており、日本の円安や物価高騰等の影響もあり、従来どおりに外国人介護人材を確保することが難しくなっている。

こうしたことから、外国人介護人材の新たな送出国のルートを開拓するにあたり、人材の送り出しが期待できる調査国の海外現地機関や教育機関等を訪問し、留学希望者や外国人介護人材に関する情報収集活動を行う。また、介護分野の特定技能・留学の在留資格で日本での就労等を検討する者を対象とした介護人材現地セミナーを開催するなど、県内介護施設等の魅力を伝える情報発信活動を行う。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 2 7 日 (金)

(2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 3,896,200 円 (消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格 (指名) 停止措置要領により資格 (指名) 停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する県税並びに地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和7年度三重県介護人材送出国調査事業委託業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

（1）企画提案コンペ参加資格確認の申請

（ア）提出書類

- ①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- ②役員等に関する事項（第2号様式）
- ③企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第3号様式）
- ④その他、上記①に記載の添付書類一式

（イ）提出期限 令和7年8月6日（水）

（ウ）提出先 三重県医療保健部長寿介護課（詳細は「17連絡先」のとおり）

（エ）提出方法 郵便又は民間事業者による信書便、もしくは持参にて提出してください。ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とします。なお、電子メール、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認をしてください。

※上記（ア）③の委任を行う場合は、押印の省略はできないため電子メールでの提出はできません。

（オ）結果通知 令和7年8月19日（火）までに電子メールで通知する。

（2）企画提案書等の提出

（ア）提出書類及び部数

- ①企画提案書（第4号様式） 7部（正本1部、副本6部）
 - ・原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上
 - ・表紙を含め30ページ以内
 - ・別添業務仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。

②費用内訳書 1部

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

③参考資料 7部（正本1部、副本6部）

（イ）提出期間

参加資格確認結果の通知から令和7年8月26日（火）17時15分まで

なお、郵便の場合は一般書留郵便で、民間事業者による送付の場合は信書便で、提出期間内に到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が提出期間内に確実に届くかどうかを送付前に郵便局等で確認してください。

（ウ）提出先 三重県医療保健部長寿介護課

（エ）提出方法 郵便又は民間事業者による信書便、もしくは持参にて提出してください。郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認をしてください。

(3) 最優秀提案の選定・評価方法

選定委員会において、提出された企画提案書及び別に実施するプレゼンテーションにより審査を行い、最優秀提案1件を決定する。

①審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

審査項目	審査基準
1. 的確性	事業の趣旨を十分に理解し、目的達成に向けて適切な方針が示されているか。
2. 実施体制・専門性	事業を円滑かつ効果的に実施できる組織体制、人員体制となっているか。
	本事業と類似事業の経験・実績があるか。
	海外現地機関に関する知見を有するとともに、連携体制を有しているか。
	県内介護施設等における外国人介護人材の受入れ実態や課題を把握しているか。
	事業スケジュールは具体的であり、期間内に円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。
3. 企画性・創意工夫	調査候補国の選定理由は具体的であるか。
	現地機関の訪問・意見交換会の運営・実施にあたり、訪問先や事前調整の実施方法等が具体的に提案されており、付加価値や独自性のある提案となっているか。
	介護人材現地セミナーの実施体制、プログラム等が具体的に提案されており、付加価値や独自性のある提案となっているか。
4. 経済性	所要経費及び積算根拠が明確に示されており、合理的な内容となっているか。また、経済的であるか。

②プレゼンテーション

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

ただし、提案者が1者のみの場合は、実施しない。

時期：令和7年9月3日（水）午後（予定）

場所：三重県庁内会議室（三重県津市広明町13番地）

形態：プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び費用内訳書のみによるものとし、パワーポイント等の使用は不可とする。

1者の時間配分は、概ね20分とする。

・プレゼンテーション10分程度

・質疑10分程度

③選定結果の通知

選定結果は後日速やかに参加者に通知するとともに、三重県ホームページにて公表する。

④契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結する。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出期限

令和7年8月1日（金）17時15分

(2) 質問の提出方法

FAXまたは電子メール（chojus@pref.mie.lg.jp）により下記17の担当課宛てに任意様式により提出する。質問提出後には、電話により到着確認を行うこと。件名に「令和7年度三重県介護人材送出国調査事業委託業務」を含めること。質問者の連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）を明記すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 回答方法

受けた質問に対する回答については、令和7年8月4日（月）12時までに、原則三重県ホームページに掲載する。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

選定委員会による審査により最優秀提案者になった者は、次の書類を令和7年9月8日（月）17時15分までに提出すること。また、最優秀提案者になった者が三重県税あるいは地方消費税を滞納している場合又は提出期日までに次の書類を提出しなかった場合は、次順位者の提案を最優秀提案とし、その旨、通知する。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム 共通債権者（物件契約）登録申出書」

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第22

5号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県医療保健部長寿介護課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

(1) 企画提案に要する費用の負担

企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。

(2) その他特記事項

- ・提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。なお、応募書類等に記載された個人情報については、当委託業務の目的以外の目的で使用することはない。
- ・提出のあった企画提案書等の資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

16 スケジュール（予定）

令和7年7月18日	募集開始
令和7年8月1日	質問書の提出期限
令和7年8月6日	コンペ参加資格の申請期限
令和7年8月26日	企画提案書提出期限
令和7年9月3日	プレゼンテーション・審査
令和7年9月中旬	委託契約締結
令和8年3月27日	事業完了

17 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 長寿介護課 介護人材確保班

担当：渡邊、河内

Tel：059-224-2262

FAX：059-224-2919

E-mail：chojus@pref.mie.lg.jp